

プロジェクトマネジメント業務委託（その2） 仕様書

1 業務目的

別途発注予定のプロジェクトマネジメント業務委託（その1）では、各事業で策定される基本構想・基本計画などについて、事業間における技術水準と精査レベルを維持させることを目的に民間の最新の知見・技術力を取り入れた高度な科学的助言等の支援（以下、技術支援という。）を行う予定である。

なお、技術支援においては、施設の配置や動線等を検討する際に周囲へ与える影響（景観や日影等）を様々な視点で検証し、円滑な調整を行うことが重要である。

以上のことから、本業務では効率的な技術支援を行うために3Dモデルデータおよび空間を取り込んだ多機能3Dアプリケーションを構築し、新たなデジタル技術により景観や日影規制等の見える化を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで（予定）

3 業務範囲

以下の主要プロジェクトを対象とする。

なお、年度途中であっても発注者の指示および進捗状況により事業項目が増減することがある。

- (1) 新アリーナ整備および橿原公苑再整備
 - ・基本計画から外観多機能3Dアプリケーションを作成
 - ・弓道場設計業務と並行し、外観および内観多機能3Dアプリケーションを作成
- (2) 三宅町県有地活用事業
 - ・基本計画から外観多機能3Dアプリケーションを作成
- (3) 川西町県有地活用事業
 - ・基本計画から外観多機能3Dアプリケーションを作成
- (4) 奈良養護学校移転
 - ・基本計画から外観多機能3Dアプリケーションを作成

4 業務内容

- (1) 業務対象範囲における現況及び動向の整理

業務対象範囲における現況及び動向を3Dモデリングや多機能3Dアプリケーションに反映させるため、周辺建物及び地形データに関する情報を整理する。

- (2) 現況および計画案の3Dモデルデータ作成

【現況】主要プロジェクト施設を中心とした概ね1km四方においてメッシュデータをもとに地形データを作成し、標高を持つ宅盤に航空写真を貼り付けた表現を行うこと。また、周辺建物をホワイトボリュームにて表現し、現地で撮影した写真を加工し貼り付けを行うこと。加えて歩車道を作成し、交通白線や信号機等の交通添景物を配置すること。但し、景観検討上重要と発注者

が判断する山並みや高架構造物、ランドマークなどは別途作成し、適宜素材感を与えた表現とすること。

【計画案】発注者が貸与する図面やスケッチ画などの資料を基に計画案の3Dモデルデータを作成すること。建物には適宜利用目的がわかるようなテクスチャを貼り付け、表現イメージを深度化すること。業務期間内の進捗状況に合わせ検討内容の詳細度・表現範囲が変化するとともに、複数回の修正および複数案の比較検討が発生することを想定している。

(3) 多機能3Dアプリケーションの構築

上記にて作成した3Dモデルデータを変換し、プログラム構築によって多機能3Dアプリケーションを作成すること。また、3 業務範囲に記載の4件それぞれの検討が行えるよう、個別のアプリケーションを作成し、加えてマスターデータとしてすべてを集約したアプリケーションを作成すること。アプリケーションの性能要件は5 性能要件に記載する。

(4) 別途発注予定のプロジェクトマネジメント業務(その1)と連携をとりながら業務を進めること。

5 性能要件

(1) 空間レビュー性能

ア 全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のための連続したウォークスルーが任意の点においてマウスなどで自由自在に操作できる機能

イ 計画案(複数)を入れ替え対比させる比較検討機能

ウ 空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配列した樹木や建物ボリュームを次回起動時に再現できる機能

エ 多機能3Dアプリケーション画面上の2点間の距離を測定できる機能

オ 対象地域における日影の動的変化を連続的に表示できる機能

カ 将来的に夜間景観やライトアップを議論する際に必要となるイメージを表現できる機能

キ グラウンド等照明検討時に、任意の地点からグレアシミュレーションを行える機能

(2) プレゼンテーション性能

ア 説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能

イ 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能

ウ 上記の重要視点場を、多機能3Dアプリケーション画面上の任意の場所に設定できる機能

エ シナリオのあるプレゼンテーションに対応する自動走行(アニメーション)機能およびそのルートの設定機能

オ 多機能3Dアプリケーション画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能

カ 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

ア 制作された多機能3DアプリケーションはWindows環境にて起動できること。なお、成果品の多機能3Dアプリケーション(アプリケーション及び三次元図形データ等の作成したデータをまとめた今回の委託成果物全体を指す)は、下記のWindows環境で正常に動作するよう、動作確認を行うこと。

OS : Windows11 Professional 64bit 版、CPU : Intel Core i5 12 世代 相当以上、
RAM : 8GB 以上

- イ セキュリティ面から事前にソフトウェアのインストールを必要としないこと。
- ウ 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと。
- エ スタンドアロン（インターネット非接続状態）で、上記(1)(2)の全機能が利用できること。
- オ DVDROM 1 枚に収まる程度のデータ容量で、インターネットなどを經由して関係各所に容易に配布できること。
- カ “発注者”及び関係者が自ら取扱可能かつ操作性能の高いアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツを作成すること。ただし、データ活用の観点からBIM・CIM連携は可能とすること。
- キ 関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的にできること。

(4) 継続的使用性能および多様な検討事項に対するコンテンツ拡張性機能

- ア 計画の進捗や公開のタイミングに応じてデータを修正更新、公開説明を可能にすること。
- イ 本計画のみならず、今後計画する都市整備などの検討の際に本多機能3Dアプリケーションデータを基盤データとし、3Dデータ・プログラミングの追加によってアプリケーションの根幹を変更することなく検討機能・項目を追加できる拡張性を保有し、継続して使用できる仕様であること。また、必要に応じたシミュレーション機能などを追加可能であること。
- ウ 継続して使用するための操作ガイド等の機能

6 照査

業務の主要な区切り及び成果品の納入前に、照査を行う。

7 業務員資格要件

本業務の履行にあたり、管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、各1名ずつ配置するものとする。また、管理技術者と担当技術者は兼務することができる。

8 業務実施体制

作業実施体制を提示すること。業務を正確かつ円滑に進めるため管理技術者・担当技術者・照査技術者を配置し、業務に当たること。

9 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集をしたうえで業務計画書を作成し提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

1. 業務内容
2. 実施方針
3. 業務実施体制
4. 業務工程

5. 打合せ計画
6. 連絡体制（緊急時含む）
7. その他 監督職員の指示するもの

1 0 打合協議

受注者は業務実施期間中において、発注者と打合せを綿密に行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。受注者は監督職員が求めた場合は、業務に関する打合せをしなければならない。打合せ協議は、状況に応じて、Web 会議での実施も可能とする。

1 1 業務場所

奈良県総務部知事公室 県土・施設企画課

1 2 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月19日(金)までの予定とする。また、次項に定める成果物の提出時期については、各プロジェクトの進捗に合わせ別途協議により決定とする。

1 3 成果物、納品方法

- (1) 3次元CADデータ（FBX、OBJ形式等の汎用的な形式であること）及びテクスチャ画像データ
- (2) 多機能3Dアプリケーション（実行形式）

※上記(2)は最終成果物としての想定であるが、各プロジェクトの進捗に合わせ複数回の提出を行うこと。また、提出時期についても各プロジェクトの進捗に合わせ対応すること。

上記(1)及び(2)についての著作権は、発注者に帰属する。ただし、上記(2)の多機能3Dアプリケーション及びこれに含まれるデータであって、本件とは関係なく受注者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受注者がこれらを留保すること。

1 4 業務上の留意事項

- (1) 本業務に関して、本仕様書に明示の無い事項であっても、各委託業務、工事の進捗に向けた作業に当然に必要な事項については、県の要請に応じて受注者が誠実に対応すること。
- (2) 本業務に用いる諸基準については、直近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (4) 本業務実施体制について、配置予定技術者は県と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- (5) 本業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。
- (6) 受注者は、県から提供された情報(文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。)及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏ら

してはならない。

- (7) 成果品の提出場所は、奈良県知事公室施設プロジェクト統括室とする。
- (8) その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、奈良県知事公室施設プロジェクト統括室職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (9) 業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
また、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し承認を得ること。ただし、委託契約の主たる部分ではないもので、再委託金額が100万円未満のもの、又は印刷費、会場借料（設備費・設営費を含む）、運送・保管費、通訳費、翻訳費、その他これに類するものについては、この限りではない。
- (10) 受託者は、別紙1「個人情報取扱特記事項」、別紙2「情報セキュリティに関する遵守事項」、別紙3「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書

面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じな

なければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。